

# 【A T 限定解除】

## 教習の進め方

太田自動車教習所へようこそ！

### 【教習を受ける心構え】

教習所は、免許を取得するためだけの学校ではありません。  
免許取得後、「一生無事故無違反ですごせるよう」

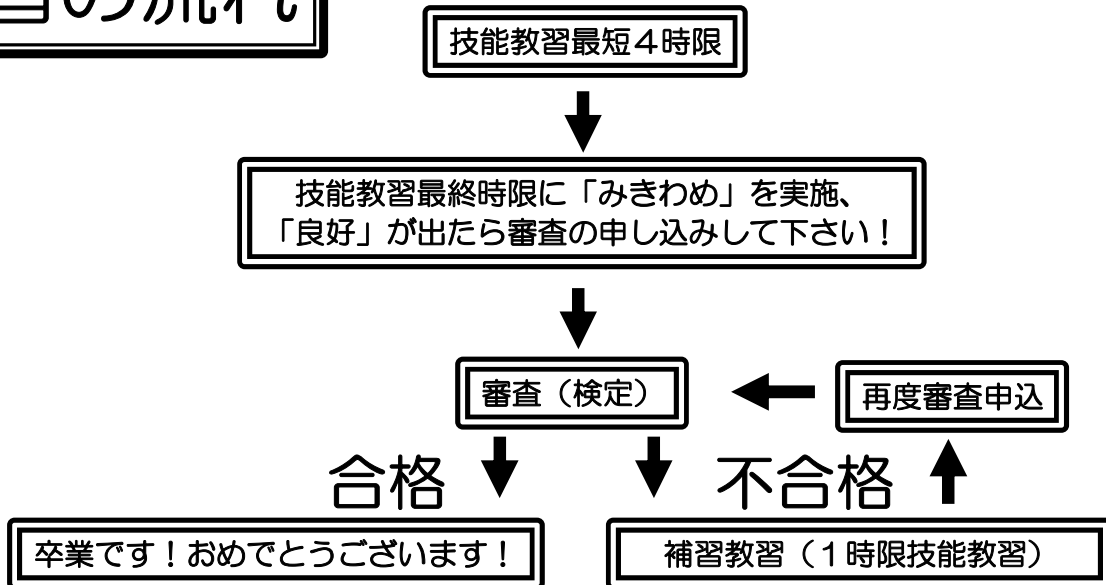
#### 【注意事項】

- ・ 以下のはきものでは技能教習(シミュレータを含む)は行えません。  
※厚底靴、ハイヒール、サンダル、スリッパ、下駄、素足等は不可
- ・ 眼鏡等の条件が付いている方は、眼鏡等が無ければ

#### 【記載事項の変更について】

- ・ 住所や氏名が変更になった際は、すみやかに申し出て下さい。
- ・ 運転免許証に変更があった場合も申し出て下さい。  
(免許の取消、停止、失効、他車種免許の取得等)

# 教習の流れ



## 【技能教習の受け方】

- ・受付で予約を取りますので、受付まで来てください。(当日の予約は不可)
- ・配車券を発券します。発券時間は、教習開始時間の30分前から5分前までです。  
※配車券は毎時間発券が必要。ただし、2時限連続の場合のみ2枚連続で発券されます。  
※教習時間の5分前までに発券されない場合、自動的にキャンセルとなります。(有料)  
※「みきわめ」を行うとき、所持免許を担当指導員に提出する必要があります。
- ・教習原簿、教習手帳、配車券等を持って、教習開始時間までに該当する教習車両へ。
- ・教習当日の朝7時以降のキャンセルはキャンセル料¥1,100(税込み)が発生します。

## 【審査(検定)について】

- ・技能教習最終時間に「みきわめ」を行い、指導員より「良好」の判定が出ると審査の申し込みが出来ます。(受付にて申し込み)
- ・審査の申し込みは、受たい日の前日まで(教習所休業日を除く)  
月～金曜日はPM4:50まで、土日はPM2:50までで×切となります。
- ・審査実施曜日は、火・木・土曜日(教習所休業日を除く)に実施します。
- ・審査の申し込み可能時期は、「みきわめ良好」の判定が出た後になります。
- ・審査合格者は住民票に記載されている住所地の免許センターにて免許証の更新をして下さい。  
※例:住所地が群馬県の場合、前橋免許センターで免許証の更新をして下さい。

## 【期限について】

- ・教習を開始した日から、3ヶ月で教習を修了して下さい。  
期限を過ぎてしまった場合、それまでの教習が全て無効になります。
- ・全教習が修了後、3ヶ月以内に卒業(卒業検定に合格)して下さい。
- ・卒業証明書の有効期限は3ヶ月です。3ヶ月以内に免許証を更新して下さい。

※その他わからないことがあれば、気軽に受付スタッフまでお尋ね下さい。